

石川県公報

平成25年7月3日(水曜日)

号 外

(第55号)

目 次

条 例	
○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 1	○石川県手数料条例の一部を改正する条例(財政課) 2
○石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (行政経営課) 1	○石川県税条例の一部を改正する条例(税務課) 2
	○半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例 (同) 6

条 例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第二十二條の五の二の次に次の一条を加える。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第二十二條の五の三 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十三條又は他の法律の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で住所又は居所を離れた石川県の地域内に滞在することを要するものに支給する。

2 第二十二條の五第三項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。

第二十二條中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

別表第六中「、第22條の5の2」を「一第22條の5の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十一号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年石川県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十九の項イ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項ハ中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同項ニからハまでの規定中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同項チ中「又は飼養施設の設置」を「飼養施設の設置又は犬猫等販売業」に改め、同項中キをヌとし、サをセとし、同項ア中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項アを同項セとし、同項テ中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項テを同項トとし、同項エ中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項エを同項トとし、同項コ中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」

に改め、同項中コをシとし、フをミとし、ミの前に次のように加える。

メ 省令第十条の六第三項の規定による書類の提出の要求

第二条の表十九の項ケ中「(省令第四条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同項ケを同項ゴとし、同項マ中「(省令第四条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同項マを同項キとし、同項ヤ中「(省令第四条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同項中ヤをサとし、クをアとし、アの前に次のように加える。

テ 法第四十一条の二の規定による動物虐待等の発見の通報の受理

第二条の表十九の項中オをエとし、ノをコとし、キをフとし、ウをケとし、ムをマとし、ラをやとし、ナをクとし、ネをオとし、オの前に次のように加える。

ノ 法第二十五条第三項の規定による措置の命令又は勧告

第二条の表十九の項中ツをキとし、ソをウとし、ウの前に次のように加える。

ナ 法第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受理

ラ 法第二十四条の三第一項の規定による変更の届出の受理

ム 法第二十四条の三第二項の規定による変更等の届出の受理

第二条の表十九の項レ中「第二十四条第一項」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項レを同項ネとし、同項タ中「第二十三条第三項」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項中タをツとし、ヨをソとし、同項カ中「第二十三条第一項」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項中カをレとし、レの前に次のように加える。

ヨ 法第二十二条の六第二項の規定による犬猫等の所有状況の届出の受理

タ 法第二十二条の六第三項の規定による犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出の命令

第二条の表十九の項中ワをカとし、ヲをワとし、同項ル中「第十六条第一項」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項中ルをヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ 法第十四条第三項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出の受理

附 則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十二号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表五十一の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「みつばち」を「蜜蜂」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

別表五十六の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

別表七十五の二の項1中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に改め、同項2中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改め、同項6中「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に、「ねこの引取り手数料」を「猫の引取り手数料」に改め、同項7中「動物取扱業登録証再交付手数料」を「第一種動物取扱業登録証再交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表七十五の二の項の改正規定は、平成二十五年九月一日から施行する。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十三号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「特定株式等譲渡所得金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第二十八条第二項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は法第七十二条の二十九第二項」を加え、「以下本項及び第六十条第一項第二号において同じ」を削り、同項第一号中「法人税法第七十五条の二第一項の規定により」を削り、同項第二号中「所得又は収入金額に対する事業税」を「事業税の額」に改め、「法第七十二条の二十五第三項の規定により」を削り、同条第三項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は法第七十二条の二十九第二項」を加え、「以下この項及び第六十条第一項第二号において同じ」を削り、同項第一号中「法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により」を削り、同項第二号中「所得又は収入金額に対する事業税」を「事業税の額」に改め、「法第七十二条の二十五第五項の規定により」を削り、同条第四項中「第五十三条第二十七項及び第二十八項」を「第五十三条第二十二項及び第二十三項」に、「第五項若しくは第二十四項」を「若しくは第十九項」に改める。

第三十九条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第六号中「(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十四条第一項に規定する配当等で租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九条の三各号に掲げるものをいう。第五款において同じ。)」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの

第四十条第二項中「それぞれ所得税法」の下に「(昭和四十年法律第三十三号)」を加える。

第四十一条の二中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十三年法律第二十六号)」を加える。

第四十三条中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十三条の二及び第四十三条の三を削る。

第五十四条の十二第一項中「国外特定配当等(租税特別措置法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等に係るものをいう。次項において同じ。)」又は「を」を「法第七十一条の二十九に規定する国外特定配当等(次項において「国外特定配当等」という。)」に改め、「いう。)」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額(次項において「償還金に係る差益金額」という。)」を加え、同条第二項中「又は上場株式等の配当等」を「上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第五十四条の十五第二項を削る。

第五十四条の十八第一項中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に、「当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「当該特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

第五十四条の十九第二項を次のように改める。

2 前項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

第六十八条第九項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号イの事業を含む。第七十九条の二において同じ。)」を削り、同条第十項中「として令第三十六条の二の四に規定する日」を「(当該契約に基づき保留地予定地である土地について使用し、又は収益することができることとなった日をいう。)」に改める。

附則第二条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

第二条 当分の間、第二十八条(第二項及び第三項の規定を除く。以下この項において同じ。)に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合

にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第二十八条第二項及び第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第二条の二中「は、同条第二項に規定するところにより、」を「にその申告基準日の到来する県民税又は事業税に係る」に、「前条」を「前条第二項」に、「日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合」を「当該年七・三パーセントの割合と当該申告基準日における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率のうち年五・五パーセントの割合を超える部分の割合を年〇・二五パーセントの割合で除して得た数を年〇・七三パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年十二・七七五パーセントの割合を超える場合には、年十二・七七五パーセントの割合)」に改める。

附則第二条の三第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第七条第三項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

附則第八条の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「は、当該上場株式等の配当等に係る」の下に「利子所得及び」を加え、「配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額」を「課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額」に改め、同条第二項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削る。

附則第九条の二の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等」を「一般株式等」に、「当該株式等」を「当該一般株式等」に改め、「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第三号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第三項及び第四項並びに同法第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

附則第九条の二第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十五条の二第五項各号」を「附則第三十五条の二第四項各号」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第九条の二の三を削り、附則第九条の二の二第一項中「第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式」を「第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同条第一項」を「同項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債」に、「同条第一項各号」を「同法第三十七条の十一の二第一項各号」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。)」を「当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「附則第九条の二の四第二項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「及び前条」を「前条及び附則第九条の二の四」に改め、同条第二項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、

「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして令附則第十八条の二第二項に規定するものを含む」を「同法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう」に「当該特定管理株式」を「当該特定管理株式等」に改め、同条を第九条の二の三とし、第九条の二の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第九条の二の二 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第四十条及び第四十一条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等(次条において「上場株式等」という。)を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

附則第九条の二の三の二第一項中「この条」を「この項」に改め、「当該源泉徴収選択口座内配当等に係る」の下に「利子所得の金額及び」を、「以外の」の下に「利子等(所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。)及び」を、「に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加え、同条第二項中「源泉徴収選択口座内配当等」を「同法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等」に、「同条第二項」を「第五十四条の十二第二項」に改める。

第九条の二の四第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年度分」に、「附則第九条の二第一項後段」を「附則第九条の二の二第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「附則第九条の二第一項に規定する株式等」を「附則第九条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第三項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第四項中「附則第九条の二第一項後段」を「附則第九条の二の二第一項後段」に、「附則第九条の二第一項」を「附則第九条の二の二第一項」に、「株式等」を「上場株式等」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「当該株式等」を「当該上場株式等」に改め、同条第五項中「附則第九条の二第一項に規定する株式等」を「附則第九条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第六項中「附則第九条の二第一項から第四項まで」を「附則第九条の二の二第一項及び第二項」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第九条の二第一項中」を「附則第九条の二の二第一項中」に改める。

附則第十八条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第二条、第二条の二、第二条の三第一項及び第七条第三項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定
平成二十六年一月一日
 - 二 第十条、第三十九条第一項第五号から第七号まで、第四十条第二項、第四十一条の二及び第五十四条の十一の改正規定、第五十四条の十五第二項を削る改正規定、第五十四条の十八、第五十四条の十九第二項及び附則第九条の二の三の二第二項の改正規定並びに附則第五項から第七項までの規定
平成二十八年一月一日
 - 三 附則第八条の二及び第九条の二の改正規定、附則第九条の二の三を削る改正規定、附則第九条の二の二の改正規定、同条を附則第九条の二の三とし、附則第九条の二の次に一条を加える改正規定、附則第九条の二の三の二第一項及び第九条の二の四の改正規定並びに附則第八項の規定
平成二十九年一月一日

- 2 改正後の第六十八条第九項及び附則第十八条の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。
(延滞金に関する経過措置)
- 3 改正後の附則第二条の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(県民税に関する経過措置)
- 4 改正後の附則第二条の三第一項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(以下「二十八年新条例」という。)の規定中地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号。以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「二十八年新法」という。)第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「二十八年旧法」という。)第二十三条第一項第十四号に規定する利子等については、なお従前の例による。
- 6 二十八年新条例の規定中二十八年新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき二十八年旧法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 7 二十八年新条例の規定中二十八年新法第二十三条第一項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に行われる同項第十六号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた二十八年旧法第二十四条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
- 8 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の石川県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十四号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和六十一年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「条例は」の下に、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により」を加える。

第二条中「事業用設備(一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)でこれを構成する減価償却資産(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価額の合計額が二千七百万円を超えるものをいう。以下同じ。)で、これを構成する減価償却資産のうち租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備(以下「特別償却設備」という。)を含むものを昭和六十一年六月二十七日以後において」を「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第一号又は第四十五条第二項の表の第一号の規定の適用を受ける設備(前条に掲げる事業の用に供するものに限る。)であつて、取得価額の合計額が五百万円(資本金の額又は出資金の額(以下「資本金の額等」という。))が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を昭和六十一年六月二十七日から平成二十七年三月三十一日までの間に」に、「同条」をこれらの規定」に改める。

第三条中「昭和六十一年六月二十七日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、「当該土地の」及び「並びに石川県税条例の一部を改正する条例(平成十八年石川県条例第二十二号)附則第四項」を削る。

第四条中「(昭和六十一年六月二十七日以後において取得したものに限り)」を削り、「市町村」を「市町」に改める。

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成十二年石川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例(平成十五年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二号中「建物」を「家屋」に改め、並びに石川県税条例の一部を改正する条例(平成十八年石川県条例第二十二号)附則第四項を削り、同条第三号中「市町村」を「市町」に改める。

(産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第四条 産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例、第二条の規定による改正後の過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条、第三条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例第二条及び第四条の規定による改正後の産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。
- 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の規定は、平成二十五年四月一日以後に同条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設する者について適用し、同日前に改正前の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

